

甲府市農業委員会 3月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年3月29日（火曜日）午後2時00分から午後3時50分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男 2番 小松 芳彦 3番 菊島 建 4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子 6番 關野 登 7番 田中 由美 8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄 10番 越石 和昭 11番 小澤 博 12番 山村 忠弘
13番 雨宮 洋文 14番 末木 瑞夫 15番 矢崎 正勝 16番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1番 佐々木 茂隆 2番 萩原 齊 4番 山本 光信 5番 平澤 友良
6番 山本 俊一 7番 杉原 正芳 8番 松木 正治 9番 小池 厚
10番 二宮 茂徳 11番 大森 由彦 13番 齊藤 藤雄 14番 金丸 輝男
15番 若尾 忠昭 16番 亀井 智 17番 池谷 幸男 18番 長田 茂季

4. 欠席委員（2名）

【農地利用最適化推進委員】

3番 植田 泰
12番 佐野 満

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第3条による農地の権利取得に係わる下限面積の設定について

- 議案第5号 令和4年4月告示分農用地利用集積計画について
議案第6号 令和4年度甲府市農業委員会活動基本目標について
議案第7号 令和4年度甲府市農業委員会年間事業計画について

報告案件

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農用地利用集積計画の解約について
報告第5号 令和4年度農業委員会定例総会・農地調査日程について

午後2時10分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年3月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会3月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、3月定例総会の議事録署名委員ですが、7番の田中由美（たなか ゆみ）委員、8番の後藤良仁（ごとう よしひと）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 1 件ございまして、第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は、〇〇で〇〇及び〇〇を行っているが新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見はありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は2件ございます。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地の沿道は〇〇があったことから、申請地を〇〇し〇〇として〇〇することとなったことから、申請地を〇〇に転用したいとのことです。

議案書2番、地図は2ページの4条No.2をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地と判断しました。

申請人は、申請地の〇〇で〇〇を中心に営農しているが、申請地が周辺農地よりも〇〇ことから、〇〇を行い耕作の効率化を図りたいとのことです。

なお、一時転用期間は許可日から〇〇年間となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、決定してまいります。この議案のうち、2番については1,000㎡以上ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。1番については、1,000㎡未満ですので許可書を交付して参ります。

つづいて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は所有権移転が8件、賃貸借が6件、使用貸借が2件、計16件となります。

議案書3ページの1番、地図は3ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書2番、地図は4ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書3ページ3番～4ページ5番は関連案件となります。地図は5ページの5条No.3～5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書6番、地図は6ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書7番8番は関連案件となります。地図7ページの5条No.7～8をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書6ページ9番、地図は8ページの5条No.9をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇を含め〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書10番、地図は9ページの5条No.10をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書11番、地図は10ページの5条No.11をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇していますが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書7ページ12番、地図は11ページの5条No.12をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書13番、8ページ14番、地図は12ページの5条No.13~14をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 15 番、地図は 13 ページの 5 条No.15 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 16 番、地図は 14 ページの 5 条No.16 をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲受人・譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地の不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

譲受人は、令和〇〇年〇〇月頃より〇〇として転用していたことから、今回〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1,000 m²以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 m²未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つづいて、議案第 4 号 農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

議案書の 9 ページをご覧ください。

農地法第 3 条では、農地の権利を取得しようとする者が、その取得後に おいて耕作すべき農地の面積の合計が、北海道を除く都府県では 50 アールに達しない場合は、政令で定める相当の事由がある場合を除き、許可することができないことになっています。

簡単に言いますと、それぞれの市町村で農地法の農地を取得するための下限面積を設定することができるということになっております。その場合計算式がございまして、この表に書いてあるとおり 2020 年農業センサスによるうんぬんと書いてありますが、農業センサスの数字を使ってそこから 40 パーセントまでのものであればその数字に変更することができるということになっておりまして、今年度までは甲府市の主なところでは 30a、上九一色、旧能泉村・宮本村においては 20a の設定でやっておりました。それは 2015 年農林業センサスによる数字を使っておりましたが、今回やっと 2020 年の農林業センサスの数値が確定をしたことからこの数値を用いて計算を仕直していました。でこの表の右の段のところに設定面積がございまして、令和 4 年度以降につきましても本年度までと同様の設定面積となることとなりましたので、これで良いかどうかということを決めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から農地の権利取得に係る下限面積の設定について説明がありました。こちらについては、農林水産省令第 20 条で定める計算式において算定すると、こういうことでございます。ご案内のとおり、今までとかわりなく甲府市が 30a、それから上九一色、千代田の能泉・宮本が 20a とこういう数字が出てきたということでお示しをしたところでございます。これについて皆さんのご意見をうかがいたいと思います。いかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

それでは、議案第 4 号について、採決をさせていただきます。

議案第 4 号 農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員賛成の挙手をいただきましたので議案第4号については、決定してまいります。
農業センサスは5年後ですよね。5年後まではこの面積でいくと。

○事務局（青木係長）

すいません、先ほど説明をしなかったんですけど、今、農地法の見直し作業が実は進んでおりまして、この下限面積が適用されるのは恐らく令和4年度だけになって、令和5年度からは下限面積というのが撤廃されるという方向で今法改正が進んでおりますので、たぶんこれは令和4年度まで、5年度からは恐らく下限面積はなくなるのではないかということで、これはまだ決定事項ではございませんが、そのような方向で進んでいるということをお耳に入れておきます。

○議長（西名会長）

今までは5年ごとの農林業センサスをもとに設定されていましてけれども、農地法の改正という問題が水面下で進んでおるようございまして、どうも令和5年度から下限面積が無くなるということで検討されているということございまして。これについてはその都度皆様にお諮りするということになるかと思いますので、新年度、令和4年度についてはこの面積が3条の権利取得にかかわる下限面積ということをご認識いただければありがたいと思います。

つぎに、報告第1号から第3号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。議案書10ページからは令和4年2月17日から令和4年3月16日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第3号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第5号 令和4年4月告示分 農用地利用集積計画についてですが、事務局より説明してください。

また、関連がありますので、報告第4号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第5号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定14件、再設定10件、計24件の申し出がありました。

議案書15ページの表は、新規設定です。

千代田・里垣・甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は17,170㎡です。

中段の表は、令和4年度の目標面積113,400㎡に対し、設定面積は17,170㎡、達成率は15%です。

続いて16ページの表は、再設定です。

玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は20,957㎡です。

中段の表、令和4年度の目標面積280,700㎡に対し、設定面積は20,957㎡、達成率は7%です。

17ページ1番から22ページ14番は新規設定です。

22ページ15番は再設定です。

22ページ16番から26ページ24番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

新規就農者の案件を説明します。20ページ10番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、令和〇〇年〇〇月から今年の〇〇月まで〇〇にて〇〇の〇〇を受けておりました。〇〇及び〇〇を栽培することによって、今回借り受ける農地と、〇〇で栽培をします。農産物は、〇〇や〇〇などに出荷予定です。農機具等はすでに所有しております。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書27ページから28ページをご覧ください。

今月は4件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の10番の案件について、上曽根地区小澤委員から補足説明をお願いします。

○上曽根地区委員（小澤委員）

年齢が〇〇歳、〇〇で勉強をされましてこの地域でこの土地が見つかりましたんで、農業の世界で挑戦したいという〇〇でございます。この土地の関係ですが、〇〇がありまして、そういう取り組みの中でこの地域で農業に挑戦したいという、そういう連携プレーがもともとある中での挑戦でございます、こういう方が取り組まれるのは地元にはいたしましても新鮮な感じがいたします。大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第5号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第4号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（西名会長）

つぎに議案第6号「令和4年度 甲府市農業委員会 活動基本目標」 議案第7号「令和4年度 甲府市農業委員会 年間事業計画 について」、また関連がありますので報告第5号「令和4年度 農地調査日程、総会日程」も併せて、事務局より説明してください。

○事務局（清野係長）

それでは、別紙をご覧ください。議案第 6 号「令和 4 年度甲府市農業委員会活動基本目標」、議案第 7 号「令和 4 年度甲府市農業委員会年間事業計画」及び、報告第 5 号「令和 4 年度農業委員会定例総会日程」、「令和 4 年度農地調査日程」について、朗読をもって提案と報告に変えさせていただきます。

《別紙 議案第 6 号『令和 4 年度甲府市農業委員会活動基本目標』 朗読 》

《別紙 議案第 7 号『令和 4 年度甲府市農業委員会年間事業計画』 朗読 》

《別紙 報告第 5 号『令和 4 年度農業委員会定例総会日程』『令和 4 年度農地調査日程 朗読』 》

○議長（西名会長）

来年度の目標と、計画が事務局より説明がありました。また総会の日程や地区調査の日程も合わせて説明がありました。こちらも、事前に質問やご意見は受けておりませんが、大事な来年度の目標や事業計画等でございますので、中身について再度ご確認いただき質問等ありましたらお願いします。

○甲運地区委員（小松委員）

ちょっと確認したいんですが、今月農業委員会だよりを自分が配付したんですが、農家をやっているのに農業委員会だよりが届かないとか、農地も持ってるし出荷もしてるんだけど、名簿に載っていない方がいた。また農地を持っているけれども耕作していない、みんな貸しちゃっているところは配布はいらぬよと、こういった配布の決め方をどのようにしているのか確認したい。

○議長（西名会長）

この問題についてはいろいろ皆さんにご検討していただいた経過がございます、事務局の方で名簿のチェックをどうしているのか、経過も含めて配布方法についての疑問に答えてください。

○事務局（牧野係長）

お答えします。まず名簿の方につきましては、はじめに提出させていただいたのは、令和 2 年度の農地台帳調査を行った方の名簿の中で 10a 以上ということで抽出させていただいた経過はあるんですけども、今委員さんがおっしゃったように、名簿にはないけれども配った方が良いというような方がいらっしゃった場合には、指示させていただいて、こちらで名簿に追加させていただきます。ただ、今回配付名簿につきましては配付部数が甲府市全体で何百と減っていますので、委員さんだけが減っているわけではございません。

以上です。

○甲運地区委員（小松委員）

はい、分かりました。そうしたら配布名簿に載っていないなくても、この家は配ったほうが良いと思ったら、自分の判断で配って良いですね。そうしたら農業委員会だよりを余分にいただけますね。

○議長（西名会長）

そのようにお願いします。今事務局で説明しましたとおり、農地台帳をもとに配布名簿を作りました。そして皆さんの方にこれで良いかどうかお伺いをたてましたよね。足りない場合は言ってください、必要ない場合はカットしてくださいというふうにやった経緯がございましたので、今のような結論が出たのはまだまだそのへんのツメが甘かったのかなと反省しておりますから、他の委員さんも、そういうことがないように、この家は配らなければいけないということで部数が増えるのは結構ですから、農業委員会の情報誌が農業をやっている方、農家の方に渡るようにちょっとチェックを仕直していただきたいと思います。小松委員につきましては、事務局が精査して足りない分は配っていただくようお願いします。委員さんには手分けしてはじめてのケースでとまどったこともあるかと思いますが、今まで話した経過のとおり何分ご理解のほどよろしくをお願いします。

他にはどうでしょうか。

○最適化推進委員（平澤委員）

今現在、〇〇の土地の借地料で、〇〇と〇〇がおきている中でですね、〇〇で〇〇を使って今農業をしている人が何人かいるんですけども、農地の賃料の見直しの関係でですね、賃料が〇〇している人が数名おります。単純に年間〇〇反あたりで〇〇万円位で、〇〇が続いているんですが、全然賃料の見直しについての〇〇がない、中には〇〇の方から〇〇も見られるような話しも聞いてるもんですから、そのへんのところを農業委員会からも遊休農地の拡大にならないよう、農地を守るためにもぜひ確認を入れていただいてですね、できれば賃料が〇〇反あたり〇〇万円位でおさまるような話し合いができれば一番いいのかなと。ご尽力いただけるのであれば、話し合いの方に加わっていただければと思います。

○議長（西名会長）

そちらの方は何名位該当者がいますか。

○最適化推進委員（平澤委員）

今伺っているのは〇〇名です。

○議長（西名会長）

面積はどの位ですか。

○最適化推進委員（平澤委員）

○○反位です。

○議長（西名会長）

分かりました。我々も情報源が新聞とかテレビしかないわけですが、事業をやっている人に大変な負担がかかる問題については、軽減措置を設定するというのを○○が言ってますよね。議会も認めたように聞いてますから、使っていない○○の農地ですよ、これは使わないと草ぼうぼうになってしまうわけですよ。これは賃料が○○万円から○○万円に上がるというのは、どう聞いても○○ですよ、と今の話を聞いて感じました。このことは○○がどういう姿勢をとるかでございますけれども、○○のいわゆる地域内の○○の農地の貸借についてこういう案件があるということを伺いましたから、どうでしょう皆さん、○○の農業会議へ甲府市農業委員会として申し入れをしていくと、そして従来通りの○○万円におさめてもらおうと働きかけを最大限にやっていくということで、ご了解をいただければ、文書あるいは直接私が出向いて、農業会議へお願いし、場合によっては○○に出向くことも考えてみたいなど、そうでないといわゆる遊休農地を増やすような○○だと私は思います。場合によってはこのあと地域との面談、意見書を提出する機会にはこのことについて私も○○したいと思います。ということでどうでしょうか。みなさんご了解いただけますか。

○各委員

はい。異議なし。

○議長（西名会長）

では事務局でこのような形で、文書、あるいは要請文の準備をしたり、次の段取りをしたりしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

《 特になし 》

それでは特別無いようですので、令和4年度、この活動基本目標、そして事業計画にのっとってしっかり実の上がる活動を進めてまいりたいと、こんなふうに思います。

それでは、議案第6号 令和4年度 活動基本目標、議案第7号 令和4年度年間事業計画に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定してまいります。

また、報告第5号 定例総会日程、農地調査日程については、既に会場の予約をしております。ワクチン接種の関係もあり変更があった場合は事務局から連絡がありますが、ない場合は、この日程の通りといたしますので、ご承知おき下さい。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

特に無いようですので以上をもちまして、3月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時10分 閉会